

大分大学教育学部教育研究所規程

平成28年4月1日制定
平成28年教育学部規程第11号

(設置)

第1条 大分大学教育学部に大分大学教育学部教育研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、大分大学教育学部における研究活動を助成することを目的とする。

(業務)

第3条 研究所は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究者間の協力体制の斡旋
- (2) 教育学部研究紀要の発行
- (3) 研究成果の発表及び普及
- (4) 学術資料交換・収集
- (5) 学外の研究機関との協力
- (6) 各学科に属さない研究の助成
- (7) その他研究所の目的達成のため必要とする事項

(組織)

第4条 研究所に次の職員を置く。

- (1) 所長
 - (2) 事務職員 若干人
- 2 前項の職員は、次の業務を行う。
- (1) 所長は、研究所の業務を掌理する。
 - (2) 事務職員は、研究所の事務を処理する。

(所長)

第5条 所長は、大分大学教育学部役職者選考に関する規程（平成28年教育学部規程第9号）第4条第2項に基づき、学部長が任命する。

2 所長の任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

(運営委員会)

第6条 研究所に、研究所の業務に関する事項を審議するため、教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 研究所の基本計画、その他重要な事項については、教授会の承認を得なければならない。
- 3 運営委員会は、原則として毎月1回これを開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。
- 4 その他運営委員会に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。